

考査項目別運用表

(主任技術評価官)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・a

評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b

評価値が 80%未満・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

(主任技術評価官)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 ☐ 工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(主任技術評価官)					
考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ｉ．出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	※ ばらつきの判断は別紙－４参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く） ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目別運用表

(主任技術評価官)							
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
I. 出来形	通 信 設 備 工 事・受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く） ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他（理由：_____）					
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・ b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c					

考査項目別運用表

(主 任 技 術 評 価 官)						
考 査 項 目	a		b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内である。		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a、 bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第1 7条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					
	① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする					
機械設備工事	a		b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第1 7条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおりに確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおりに配置し、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおりに機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおりに敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置について、点検しやすくしている。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目別運用表

(主任技術評価官)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・a ※該当項目が4項目以上・・・・b ※該当項目が3項目以下・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ 情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。（使用原則化工事を除く） ※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の 5 項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大 3 点の加点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は 3 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は 1 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は 1 点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大 3 点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大 3 点の加点とする。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。	【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大 2 点の加点とする。 ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点： _____ 点 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載	

※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※ 2. 評価は各項目において 1 つレ点が付されれば 1、2、3 点で評価し、最大 7 点の加点評価とする。

※ 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1 項目 1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※ 4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表

(総括技術評価官)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 ☐工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐現場閉所による週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。 ☐災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐その他 理由：				
	●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	●評価対象項目 ☐建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐その他 理由：					
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

考査項目別運用表

(総括技術評価官)			
考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1. について) 切土の土工量：20 万 m³以上、盛土の土工量：15 万 m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m³以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1 万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、2 4 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16.12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点： _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2．施工状況	I．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約書第 1 8 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、ISO9001 又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形	通 信 設 備 工 事・受変電設 備工事	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ a ’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・ b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・ b ’ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
	●評価対象項目 電気 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a ’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b ’ ※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								
上記以外の工事 （情報ボックス、浚渫工事）又は合併工事	< A > < B >	a	a ’	b	b ’	c	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない			
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。							
		●評価対象項目 理由： 理由： 理由： 理由： 理由： 理由： 理由： 理由：							
		●判断基準 < A > 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x) 浚渫工、取壊し工等 ※ 該当項目が 90%以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・ a ’ ※ 該当項目が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 該当項目が 60%以上 70%未満・・・・ b ’ ※ 該当項目が 60%未満・・・・・・ c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 < B > 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える 評価値 90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満 a a ’ b b ’ c c							

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

[illegible]

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示	その他		電子 ☆	紙 ◎			
								監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管	監督職 員 へ連絡	監督職員 へ納品					
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○											
			2	共通仕様書	—	—	○											
			3	特記仕様書	—	—	○											
			4	条注図面	—	—	○											
			5	現場説明書	—	—	○											
			6	質問回答書	—	—	○											
			7	工事数量総括表	—	—	○											
	契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1	—	○		○								契約書を作成する全ての工事	
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式－2	—	○		○									
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3	—	○		○									
		11	建退共掛金収納書	現説時指導事項(H11.3.31付 建設省厚契発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－4	—	○		○								提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。	
		12	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(H11.3.31付 建設省厚契発第22号)	—	—	○			○							共済証紙の購入状況を把握するため、関係資料とともに提示を求めることがある。	
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5	—	○		○									
		14	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6	—	○			○							契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	その他	15	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－7	—	○	○									契約図書で規定された場合に提出する。	
		16	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-18-4	—	—	○	○									該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		17	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-5	—	—	○	○									該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
	1 施工計画	① 施工計画	18	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	—	○	○								重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
			19	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	—	—	○	○									
			20	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	—	○	○									
			21	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	—	—	○	○									
			22	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—	○	○									設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
			23	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—	—	○	○								・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号)に基づき作成する。 ・建設業及び警備業以外は不要	
2 施工体制	② 施工体制	24	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—	—	○	○										
		25	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	○												
工事書類	3 施工状況	26	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	—	○	○									協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。	
		27	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	—	○	○										
		28	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	—	○	○										
		29	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	—	○	○										
		30	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9	—	○	○										
		31	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	—	—	○					○					許可後の資料については、提示とする。 ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。	
		32	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	—	—	○					○					監督職員から提出の請求があった場合は提出する。	
		33	材料確認願	共通仕様書2-1-2-6	様式－10	—	○	○									設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要	
		34	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—	—	○					○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	
		35	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式－11	—	—	○	○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入することとし、新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		36	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式－12	—	—	○	○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		37	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	—	—	○						○				口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現通上の工事については「提出」とする。	
		38	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	—	—	○						○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
		39	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	様式－13	—	○	○						○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
		40	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	—	—	○	○									事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
		理⑤ 管工	41	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式－14	—	—	○	○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			42	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	—	○	○									指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
施工中	契約関係書類	中間前払金	43	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式－15	—	○		○								
			44	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	様式－5	—	○		○								
			45	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式－16	—	○		○								
			46	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式－17	—	○		○								
		完済部分検査	47	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	様式－5	—	○		○								
			48	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式－18	—	○	○									
			49	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式－19	—	○	○									
			50	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-10-7	—	—	○	○							中間技術検査時にも提出する。		
		修補	51	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式－18	—	○	○									
			52	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項 工事請負契約書第31条1項 工事請負契約書第31条6項	様式－5	—	○		○								
部分使用 工期延期	53	修補完了届	工事請負契約書第31条1項	様式－21	—	○		○										
	54	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式－22	—	○		○							部分使用がある場合に提出する。			
55	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23	—	○		○								工期延期が発生する場合に提出する。			

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考			
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		提示	その他		電子 ☆	紙 ◎				
									監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管	監督職員 へ連絡				監督職員 へ納品		
工 事 完 成 時	支 給 品	支給品	55	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○		○						支給品を受領した場合に提出する。			
			56	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式－25		○		○						支給品がある場合に提出する。			
		建設 機械	57	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式－26		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
			58	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
			59	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-17	様式－28		○		○							現場発生品がある場合に提出する。		
	その他	60	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○	○								既済部分検査等の際に提出する。			
		61	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	－		○				○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。			
		62	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○				○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。			
	工 事 完 成 時	契約関係書類	63	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式－29		○		○									
			64	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式－30		○		○									
			65	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	様式－5		○		○									
		工事書類	66	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－31			○	○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			67	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－32			○	○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			68	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－33			○	○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
			69	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	－			○	○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真も不要。 ・排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、使用する建設機械の写真提出は必要。	
			70	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚発第30号)	－			○	○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
			71	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式－34			○	○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。	
			工事完成図書	72	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	－			○	○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
				73	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	－			○	○						○	☆	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
		その他	74	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－			○				○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
75			再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－			○				○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工 事 成 後 完 了		その他	76	低入札価格調査票 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	－		○	○				○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		